

姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る公募型
プロポーザル募集要項

令和 7年 7月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 趣旨

姫路市（以下「本市」という。）では、職員の仕事と生活の両立を適え、子育て世代の職員等が安心して勤務できる職場環境の実現のため、0～2歳児を対象とした姫路市役所本庁舎事業所内保育施設の設置・運営事業者を募集する予定である。この事業所内保育施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項による届出を行う施設である。

この要項は、姫路市役所本庁舎内に設置する事業所内保育施設を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）をプロポーザル方式（企画提案）により選定するため、必要な手続等について定めたものである。

なお、より良い運営事業者を選定するため、一部、姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の基準を盛り込んで募集するもの。

(2) 事業名

姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営

(3) 運営期間

運営期間は特段の事情がない限り基本協定締結日から令和13年3月31日までとする。また、本事業実施に当たり、毎年度、基本協定に基づき年度協定を締結することとする。

なお、令和13年4月1日以後の運営については、本市と協議の上、更新することがある。

ア 初回運営期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 2回目以降

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(4) 募集条件

募集に係る条件等は、別添「姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る要求水準書」による。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(3) 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象者に該当しないこと。

(4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(5) 次の全てに該当すること。

- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (9) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (10) 令和2年度以後に次のいずれかの事業に係る運営事業者としての運営実績が継続して1年以上あるもの。
- ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における施設型給付の対象となる「認定こども園」、「幼稚園」若しくは「保育所」又は地域型保育給付費の対象となる「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」若しくは「事業所内保育事業」
- イ 児童福祉法第59条の2の規定による「認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領に基づき証明書を交付された施設に限る。）」
- ※「認可外保育施設」のうち、乳幼児の居宅において保育を行う居宅訪問型事業所（いわゆるベビーシッター事業）を除く。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市総務局職員部人事課任用担当（以下「人事課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2171

FAX (079) 221-2123

(2) 募集内容を示す期間及び場所

協定に関する事項を示す期間	令和7年(2025年)7月25日から 令和7年(2025年)10月10日まで ただし、本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	人事課 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031348.html

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年7月25日(金)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年8月8日(金)
3	参加資格確認結果の通知	令和7年8月12日(火)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年8月22日(金)
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年8月26日(火)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年9月17日(水)
7	提案内容のヒアリング	令和7年10月1日(水) (予定)
8	運営候補者の特定	令和7年10月3日(金)
9	運営候補者の通知	令和7年10月8日(水)
10	基本協定締結予定及び審査結果の公表	令和7年10月10日(金)頃

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 履歴事項全部証明書(令和7年4月25日以後に発行された最新のものの原本又

は写し)

- (ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（令和7年4月25日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（令和7年4月25日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (オ) 参加表明者の概要がわかるもの（定款、パンフレット、事業例等）
- (カ) 事業実績調書（様式2）及び本実施要項「2 参加資格(10)」の運営実績がわかる書類（認可書、認定書、証明書）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 7年（2025年） 7月25日から 令和 7年（2025年） 8月 8日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	人事課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031348.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

人事課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年8月6日午前9時から同月8日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年8月12日に参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する（参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。）。

なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年8月22日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により人事課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jinji@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年8月22日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年8月26日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市本庁舎事業所内保育施設運営に係る提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5-1～7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

人事課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年9月12日午前9時から同月17日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本事業の運営候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本事業以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び運営候補者の特定

(1) 審査及び運営候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を運営候補者とする。

エ 運営候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより運営候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点	配点
法人について			
法人体制	① 運営法人としての社会的信望の有無 ・経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役）が保育活動、地域活動の経験があるか。 ・実務を担当する幹部職員が保育事業に関する知識又は経験を有するか。 ※全ての条件を満たす場合に加点する。	5	20
	② 公告日時点で、運営する保育所等の運営実績が継続して1年以上あるか。 ※「認可外保育施設」については証明書を交付された施設に限る。 ※運営期間が最も長い施設の実績で評価する。 【判断基準】 1点・・・1年以上 3点・・・6年以上 5点・・・12年以上	5	
	③ 令和2年度から令和6年度末までの期間に、運営する保育所等において、0～2歳児を月平均で6人以上受け入れてきたか。 ※「認可外保育施設」の場合は月極契約の児童を対象とする。 ※運営する各保育所等における0～2歳児の在籍児童数（月平均）の受け入れ数の総数が最も多い年度の実績で評価する。 【判断基準】 1点・・・6人 3点・・・7人以上 5点・・・19人以上	5	
	④ 法人としての経営状態は適切か ・当該事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を有しているか。 ・直近の会計年度において、当該保育施設を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体財務内容について3年以上連続損失を計上していないか。	5	

		※全ての条件を満たす場合に加点する。	
提案内容について			
収支計画	① 人件費をはじめとする必要経費が適正に積算されているか。	10	20
	② 積算の根拠が明確で、計画どおりの執行が期待できるか	10	
事業方針 (保育の内容)	① 保育理念や目標は適切であるか。子どもが主体となっているか。	20	60
	② 目標達成のための、全体的な計画、指導計画（年間・月間・週）の内容は具体的に明示され、適切な提案となっているか。 相互の整合性が図れているか。	20	
	③ 1日の流れは対象乳幼児の発達過程を考慮した内容になっているか。	20	
運営体制	① 職員の確保策は現実的か、また、休暇、急な退職等で職員が不足する場合にバックアップ体制はあるか。	20	40
	② 保育所保育指針を理解するための機会（研修等）を設け保育従事者の人間性・専門性を高める提案がされているか。特に、子どもの尊重や、基本的人権の配慮について考慮されているか。 研修計画は策定されているか。	20	
食事及びおやつ の提供体制	衛生管理の状況、アレルギー対応等は法令等を遵守し適切な提供を行うよう提案しているか。	15	15
健康管理 安全確保等	① 児童の健康診断及び健康状態の把握について適切に提案されているか。	10	50
	② 職員について、健康管理・処遇改善等に対する取り組みが提案されているか。 相談・助言体制が整っているか。	10	
	③ 感染症への対応方法は適切に提案されているか。	10	
	④ 受入児童の事故等が生じないよう、具体的な計画及びマニュアル（案）が作成されているか。 当該内容について職員への周知徹底等が提案されているか。	10	
	⑤ 安全計画（案）の策定は提案されているか。内容は適切か。	10	
情報提供 情報管理等	① 子どもの発達や育児について保護者への情報提供、保護者の意向や家庭環境等を把握するための取り組みが適切か。	10	30
	② 苦情処理の体制が具体的に示され、保護者へのフ	10	

	ードバックがされる仕組みがあるか。		
	③ 情報セキュリティの管理について、職員研修を実施する等提案されているか	10	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。(法人体制の項目を除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	当該項目に関して標準的である (要求水準を満たしている程度)	各項目の配点×0.25

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、運営候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 運営候補者の特定を令和7年10月3日に行う。特定された運営候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、運営候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 基本協定締結相手方名、予定日、審査結果については、令和7年10月10日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 基本協定の方法

- (1) 審査の結果、特定した運営候補者と基本協定の締結交渉を行い、合意した場合に基本協定を締結する。
- (2) 運営候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、運営候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を運営候補者として基本協定の締結交渉を行う。
この場合において、次順位以降に運営候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により運営候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、基本協定書の一部とする。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、運営候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面(様式は任意)により人事課に持参又は郵送(書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。)で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ず無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 運営候補者が正当な理由なく基本協定の締結を辞退した場合は、本市は運営候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 運営候補者について、基本協定締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、運営候補者との間で基本協定を締結しないことがある。この場合、本市は運営候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 各項記載の日時に変更がある場合は、その指示に従うこと。
- (5) 事情により予告なく募集を取り止める場合がある。
- (6) 運営候補者は、基本協定締結までに暴力団排除要綱第4条に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (7) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (8) 審査結果について、基本協定締結後に、別紙「姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例（平成14年

姫路市条例第3号) 第7条第2号の規定に基づき運営候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

- (9) 市が負担する費用について市議会の議決が得られない場合は、事業の延期又は中止することがある。この場合において、運営候補者に損害が生じても市は損害賠償責任を負わない。
- (10) この実施要項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、姫路市公有財産規則（昭和39年姫路市規則第28号）、その他関係法令等の定めるところによる。